

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
8	児童手当に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

余市町は、児童手当に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

余市町長

## 公表日

令和4年7月15日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	児童手当支給事務
②事務の概要	児童手当法に基づき、受給資格者の管理を行い、児童手当・特例給付を支給する。この業務を行うに当たり、次の事務について特定個人情報を取り扱う。  ・受給資格者からの認定請求の受理、審査 ・受給資格者への認定その他支給に関する処分についての通知 ・現況の届け出の受理、審査 ・各種届出、請求、審査 ・官公署等に対する必要な資料の提供等の求め ・窓口や郵送での書類の受け入れ、サービス検索・電子申請機能を利用した届出の受理 ・郵送等での通知以外にマイナポータルのお知らせ機能での通知を行う。
③システムの名称	児童手当システム、宛名管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、サービス検索・電子申請機能
2. 特定個人情報ファイル名	
児童手当受給者台帳ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条第1項、別表第一の第56項 ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第44条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</span>
②法令上の根拠	情報照会の根拠 ・番号法第19条8号、別表第二の第74項、第75項 ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第40条、第40条の2  情報提供の根拠 ・番号法第19条8号、別表第二の第26、30、87項 ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第19条、第44条、第53条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	余市町民生部子育て・健康推進課
②所属長の役職名	子育て・健康推進課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	余市町総務部総務課 余市郡余市町朝日町26番地 0135-21-2111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	余市町民生部子育て・健康推進課 余市郡余市町朝日町26番地 0135-21-2122

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[ 1,000人以上1万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和4年6月30日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和4年6月30日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検 [ <input type="radio"/> ] 内部監査 [ ] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年6月1日	Ⅱしきい値判断 1. 対象人数 いつの時点の計数か	平成27年5月31日時点	平成29年5月31日時点	事後	
平成29年6月1日	Ⅱしきい値判断 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	平成27年5月31日時点	平成29年5月31日時点	事後	
平成30年1月4日	I 関連情報 2. 特定個人情報を取り扱う事務 ②事務の概要	児童手当法に基づき、受給資格者の管理を行い、児童手当・特例給付を支給する。この業務を行うに当たり、次の事務について特定個人情報を取り扱う。 ・受給資格者からの認定請求の受理、審査 ・受給資格者への認定その他支給に関する処分についての通知 ・現況の届け出の受理、審査 ・各種届出、請求、審査 ・官公署等に対する必要な資料の提供等の求め	児童手当法に基づき、受給資格者の管理を行い、児童手当・特例給付を支給する。この業務を行うに当たり、次の事務について特定個人情報を取り扱う。 ・受給資格者からの認定請求の受理、審査 ・受給資格者への認定その他支給に関する処分についての通知 ・現況の届け出の受理、審査 ・各種届出、請求、審査 ・官公署等に対する必要な資料の提供等の求め ・窓口や郵送での書類の受け入れ、サービス検索・電子申請機能を利用した届出の受理 ・郵送等での通知以外にマイナポータルのお知らせ機能での通知を行う。	事前	
平成30年1月4日	I 関連情報 2. 特定個人情報を取り扱う事務 ③システムの名称	児童手当システム、宛名管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー	児童手当システム、宛名管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、サービス検索・電子申請機能	事前	
平成31年4月1日	5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	町民福祉課長 上村 友成	子育て・健康推進課長	事後	
平成31年4月1日	8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ連絡先	余市町民生部町民福祉課 余市郡余市町朝日町26番地 0135-21-2120	余市町民生部子育て・健康推進課 余市郡余市町朝日町26番地 0135-21-2122	事後	
令和1年6月28日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成29年5月31日	令和1年5月31日	事後	
令和1年6月28日	Ⅳ-リスク対策		追加	事後	新様式への変更

